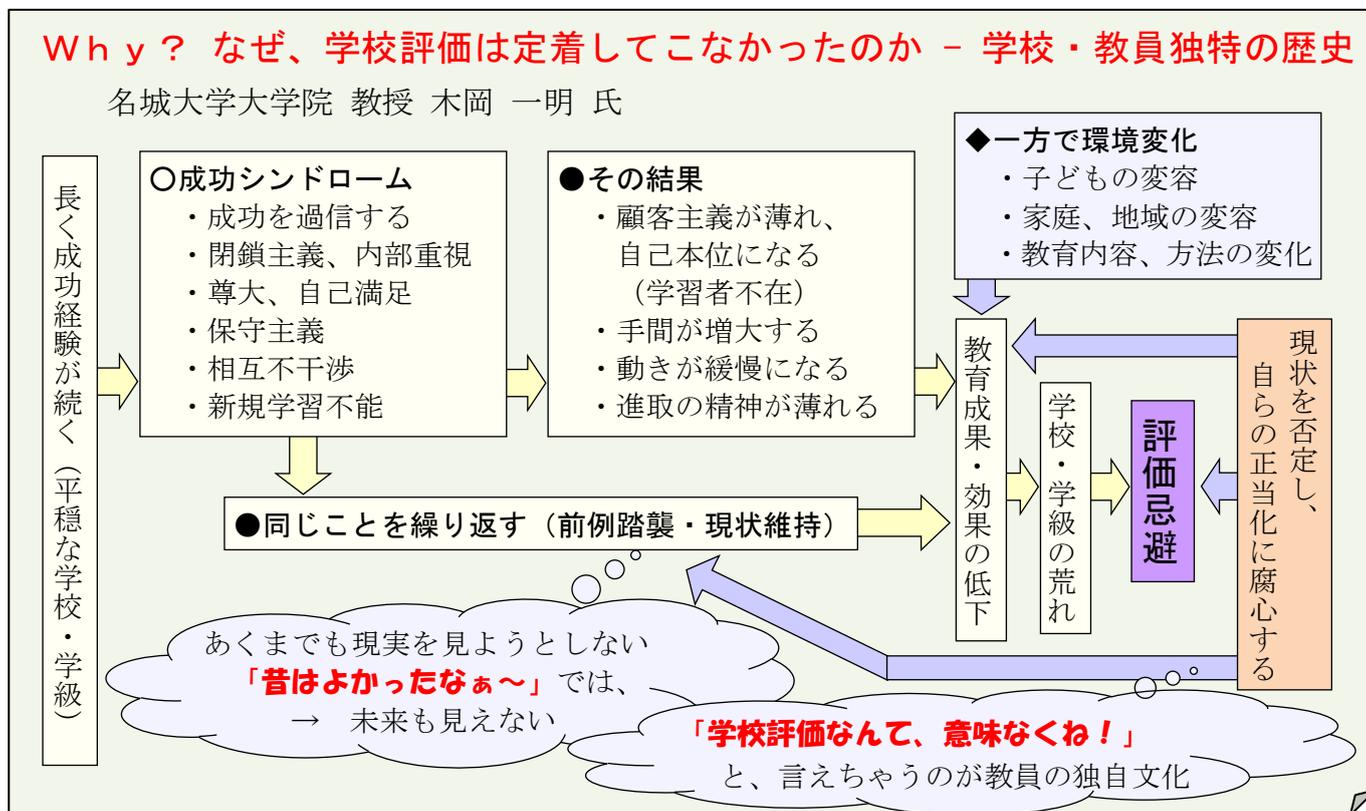


学校関係者評価 基礎知識編①

1 文部科学省「学校評価推進協議会」(H20)より

なぜ学校評価が必要なのか ⇒ 地域が学校を元気にし、元気な学校が地域を活性化する!



学校評価を成功させるポイント ~ 学校評価をみんなのものにするには ~

京都市教育委員会 首席指導主事 北尾 恵丈 氏

ポイント1【よりよい学校づくりと学校評価】

① 学校評価をみんなのものにする

- 一人一人が評価者の視点を持つ。当事者意識を持つ。評価と実践をつなぐ。
- ⇒ 年間の通した評価活動の実施。日常的な学校教育活動への参画。

② 学校の魅力を発見し、発信する

- 課題発見・魅力発見型の新しいアンケート手法の活用。
- ⇒ 学校の魅力が見える評価の工夫。よさの共有、魅力の共有。学校の魅力の積極的な発信。

③ 自らを振り返り、互いに高め合う

- 学校、保護者、地域、児童生徒、それぞれの立場から自らの役割、関わりを振り返る。
- ⇒ 足りないところを補い合い、高め合う双方向の関係。

ポイント2【地域ぐるみで進める学校評価】

- ① 地域の子どもは地域で育てる
- ② 目指す子ども像、目指す学校像の共有
- ③ 目標の共有から行動・実践の共有へ
- ④ 評価をつなぐ

→ 地域や子どもの実態を踏まえた共通評価項目の設定

みんなとは、

- ・教職員みんなのものに
- ・子どもたちみんなのものに
- ・保護者みんなのものに
- ・地域住民みんなのものに

学校関係者評価 基礎知識編②

2 学校評価の背景（国の動向）

(1) 平成10年9月中央教育審議会答申「我が国の地方教育行政の今後の在り方について」

学校が公教育の機関として、学校裁量権の拡大、学校運営組織の見直し、地域住民の学校運営への参画などとともに、学校の自己評価の推進が提言された。

(2) 平成14年3月「小学校設置基準」及び「中学校設置基準」の制定

各学校の自己評価の実施とその結果の公表についての努力規定及び積極的な情報提供についての規定が設けられた。（文部科学省令第14号） 第2条・第3条

(3) 平成18年3月「学校評価ガイドライン」の策定（文部科学省）

学校評価の目的、実施手法、評価項目、評価指標、結果の公表方法等が示された。

(4) 平成19年6月「学校教育法」改正による根拠規定の制定

第42条において学校評価に関する根拠となる規定、第43条において学校の積極的な情報提供についての規定が新たに設けられた。これらの規定は、中学校においても準用する（第49条）。

学校教育法（昭和22年・法律26号） 第42条・第43及び第49条（準用規定）

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(5) 平成19年10月「学校教育法施行規則」において新たな規定の設置

自己評価の実施と公表（第66条）、保護者等学校関係者による評価の実施と公表（第67条）、評価結果の設置者への報告（第68条）について、新たに規定された。第79条（準用規定）。

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

(6) 平成20年1月「学校評価ガイドライン」の改訂（文部科学省）

① 学校評価を実効性あるものとするために、自己評価について、網羅的で細かなチェックとして行うのではなく、重点化された目標を設定し精選して実施すべきことを強調。

② 児童生徒・保護者対象のアンケート調査についても、網羅的に行うのではなく、重点目標に即した項目により行い、自己評価に活用すべきことを強調。

③ 情報提供の充実が学校と保護者との間の理解を深め協調関係の構築に資することを踏まえ、学校評価結果も含め広く情報を提供する重要性を強調。

④ 学校評価の結果を設置者に報告することにより、設置者が学校に対して適切に人事・予算上の支援・改善策を講じることの重要性を強調。

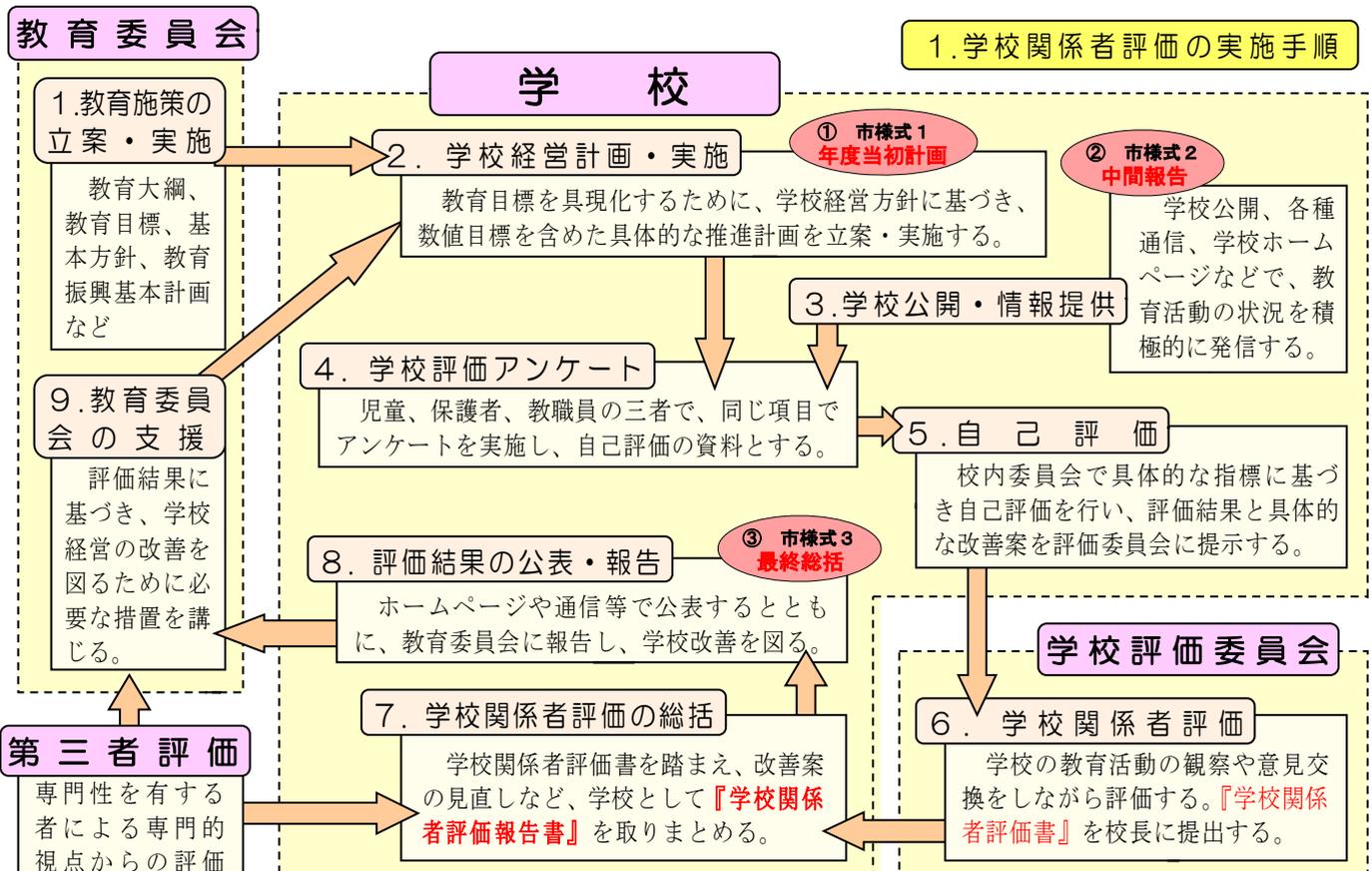
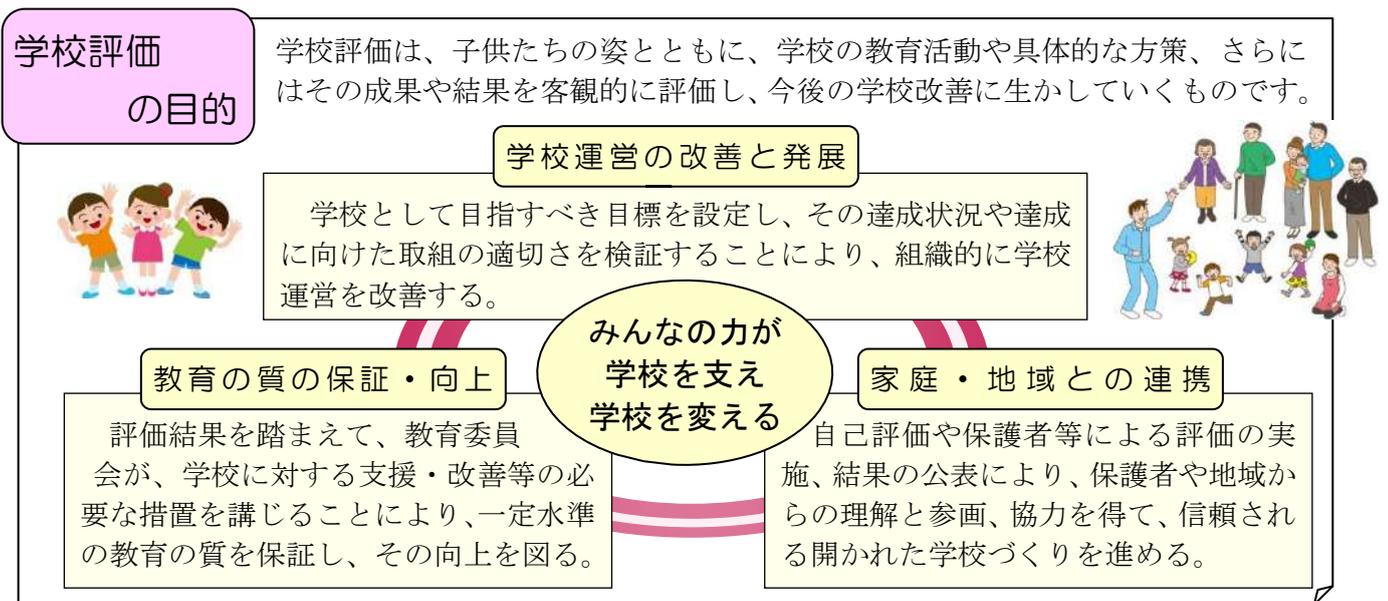
学校関係者評価 基礎知識編③

3 学校関係者評価の目的

本校では平成29年度から、保護者・地域の皆様の意見を学校運営により生かすことができるよう学校評価の方法を、下記の図のように充実・改善しました。

教育目標 ⇒ 教育経営計画 ⇒ 実施 ⇒ 自己評価 ⇒ 学校関係者評価 ⇒ 改善策

また、昨年度から、昭島市教育委員会において、統一様式「学校経営重点計画」が示されましたので、下図の通り、①年度当初計画、②中間報告、③最終総括の3点が加わります。



学校関係者評価 基礎知識編④

4 学校評価アンケートの作成・集計の実際

学校評価アンケートの作成・集計

学校評価を実施する上で、評価アンケート等の膨大なデータを処理する必要があります。本校では、下記の2つのプログラムを活用することで、事務量を大幅に軽減しました。

1 「学校評価支援システム」

慶應義塾大学SFC研究所が、文部科学省の事業委託を受けて開発したプログラム。次の3つで構成。ブラウザ上で作動する。 <http://smp.sfc.keio.ac.jp/sess2009/>

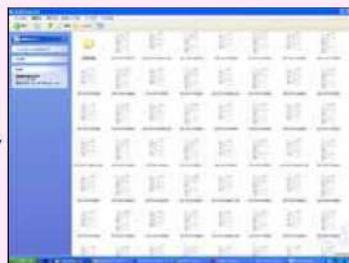


- 1 『かんたん調査票作成ソフト』
普通紙でマークシート形式の調査票を作成できるソフトウェア
- 2 『かんたん調査票読み取りソフト』
調査票のマークを認識・集計することができるソフトウェア
- 3 『かんたん課題分析データベース』
自動的に課題分析を行うことができるソフトウェア

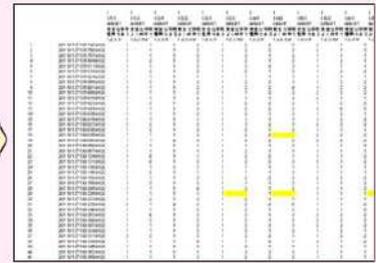
【マークシート形式の調査票作成】



【調査票をスキャナーで読み込む】



【マークを認識して集計する】



2 「集計・帳票出力システム」

本校が、早稲田大学大学院 教職研究科教授 三尾忠男 氏のプログラムをもとに開発したエクセルのプログラム。 著作権：第三小学校

【エクセル】

【学校評価アンケート結果（教職員向け）】

平成22年度 「学校評価アンケート」 教職員集計結果		長久米市立第三小学校	
項目	アンケートの結果	教職員	保護者
1	校長のリーダーシップ	23	12
2	校長の教育観	21	14
3	校長の教育方針	22	13
4	校長の教育実践	21	14
5	校長の教育成果	22	13
6	校長の教育態度	21	14
7	校長の教育能力	22	13
8	校長の教育熱心	21	14
9	校長の教育責任	22	13
10	校長の教育誠実	21	14
11	校長の教育公正	22	13
12	校長の教育謙虚	21	14
13	校長の教育忍耐	22	13
14	校長の教育誠実	21	14
15	校長の教育公正	22	13
16	校長の教育謙虚	21	14
17	校長の教育忍耐	22	13
18	校長の教育誠実	21	14
19	校長の教育公正	22	13
20	校長の教育謙虚	21	14
21	校長の教育忍耐	22	13
22	校長の教育誠実	21	14
23	校長の教育公正	22	13
24	校長の教育謙虚	21	14
25	校長の教育忍耐	22	13
26	校長の教育誠実	21	14
27	校長の教育公正	22	13
28	校長の教育謙虚	21	14
29	校長の教育忍耐	22	13
30	校長の教育誠実	21	14
31	校長の教育公正	22	13
32	校長の教育謙虚	21	14
33	校長の教育忍耐	22	13
34	校長の教育誠実	21	14
35	校長の教育公正	22	13
36	校長の教育謙虚	21	14
37	校長の教育忍耐	22	13
38	校長の教育誠実	21	14
39	校長の教育公正	22	13
40	校長の教育謙虚	21	14
41	校長の教育忍耐	22	13
42	校長の教育誠実	21	14
43	校長の教育公正	22	13
44	校長の教育謙虚	21	14
45	校長の教育忍耐	22	13
46	校長の教育誠実	21	14
47	校長の教育公正	22	13
48	校長の教育謙虚	21	14
49	校長の教育忍耐	22	13
50	校長の教育誠実	21	14



※ 学校評価支援システムの結果を貼り付けると、自動生成される。